

職	員	の	給
与	と		
職	員	数	の
あ	ら	ま	し

町職員の給与は、国・道や他の市町村との均衡を考慮しながら、町議会の審議を経て条例で定められています。

町職員の給与水準は国家公務員を100としたラスパイレス指数でみると平成16年4月1日現在で、92.6(全道市町村平均95.8)となっています。また、町職員の数は、平成17年4月1日現在、一般職(特別会計・企業会計等含む全職員)の定数内職員は150名となっています。なお、町職員の定数は条例で上限が定められておりその総数は180名となっています。

【人件費と職員給与費】

人件費とは、一般職員に支給される給与のほか、町議会議員・各種委員会委員や嘱託職員などの報酬、更にはこれらの給与・報酬にかかる共済費などの事業主負担分を含む費用のことをいいます。これを平成16年度一般会計の決算でみると、歳出総額69億9,020万円のうち人件費は13億7,644万円で構成比は19.7%となっています。

また、平成17年度の一般会計当初予算でみると、歳出総額は57億200万円、そのうち職員給与費の状況は表1のとおりです。

表1：職員給与費の状況(平成17年度一般会計当初予算)

年度	職員数(A)	給料	期末勤勉手当	職員手当	合計(B)	一人あたり(B/A)
平成17年度	133人	512,149千円	204,338千円	88,205千円	804,692千円	6,050千円
平成12年度	141人	582,181千円	262,486千円	119,500千円	964,167千円	6,838千円

(参考)

【級別職員数と平均給料】

職員の給料表は職務の内容と責任の度合いに応じて8つの級に分かれており、平成17年4月1日現在における級ごとの標準的な職務、職員数と構成比は表2のとおりとなっています。また、初任給・経験年数・学歴別平均給料月額等の状況は表3のとおりです。

表2：一般行政職の級別職員数

一般行政職	係員			主任・主査		課長			合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
職員数	8人	7人	28人	13人	12人	22人	15人	13人	118人
構成比	6.8%	5.9%	23.7%	11.0%	10.2%	18.7%	12.7%	11.0%	100%
職員数(5年前)	9人	10人	19人	11人	15人	29人	15人	22人	130人
構成比(5年前)	6.9%	7.7%	14.6%	8.5%	11.5%	22.3%	11.6%	16.9%	100%

(参考)

表3：初任給、経験年数、学歴平均給料月額等

一般行政職	初任給	10～14年	15～19年	20～24年	平均年齢	平均給料月額
大学卒	170,700円	258,000円	328,500円	- 円	39.10才	
短大卒	148,500円	277,600円	- 円	374,800円	41.60才	320,100円
高校卒	138,800円	229,900円	289,200円	342,800円	41.40才	
大学卒(5年前)	174,400円	277,800円	324,200円	401,500円	36.40才	
短大卒(5年前)	151,800円	- 円	322,900円	346,900円	43.11才	342,100円
高校卒(5年前)	141,900円	253,000円	298,800円	366,400円	43.40才	

(参考)

【部門別職員数の状況】

職員数については、定員適正化計画(現在の計画期間は平成13～17年度の5カ年)に盛り込まれている減員目標数値(5カ年で10%の削減)を既に達成しています。

現計画は今年度で終了となるため、次年度以降の新たな計画を作成し更なる適正な定員管理に努めていきます。部門別職員数の状況は表4のとおりです。

表4：部門別職員数

区分	平成13年	平成16年	平成17年
一般行政部門	125人	123人	116人
特別行政部門(教育)	20人	18人	17人
公営企業等部門	41人	19人	17人
計	186人	160人	150人

【職員手当の状況】

職員には給料のほか、扶養手当等の職員手当がそれぞれ対象となる職員に支給されます。主な手当は表5のとおりとなっています。
 その他に管理職手当等がありますが、その勤務の状況に応じて支給されます。なお、職員手当(退職手当を除く)のうち、住居手当のみ国の制度と一部制度内容が異なりますが、他の制度については国の支給内容と同じとなっています。

表5：職員手当の内容

扶養手当	月額	特殊勤務手当	金額
配偶者	13,500 ^円	①伝染病防疫救済作業手当	400 ^円 /日
扶養親族(配偶者除く) 1人～2人	6,000 ^円	②死体処理作業手当	2,000 ^円 /回
(内1人)非扶養配偶者がいる場合	6,500 ^円	③野犬掃討作業手当	500 ^円 /日
(内1人)配偶者がいない場合	11,000 ^円	④税務外勤手当	300 ^円 /日
3人目以降(1人につき)	5,000 ^円	⑤家畜飼育手当	5,000 ^円 /月
特定加算(1人につき)※	5,000 ^円	⑥除排雪等業務手当	3,000 ^円 /月
※15歳に達する日後最初の4月1日から、22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子(高校生・大学生)		⑦保健指導業務手当	10,000 ^円 /月
		⑧保育業務手当	3,000 ^円 /月
		危険・不快・不健康などのほか、特殊な業務に従事した(する)職員に対して支給する手当	
寒冷地手当	月額	時間外勤務手当	
11月から翌年3月まで	8,800 ^円 ～36,040 ^円	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に対し支給する手当	
冬期間の暖房用燃料等の生計費増に対する補填として、扶養家族の数等に応じて支給(平成21年までの経過措置)			
通勤手当	月額	住居手当	月額
交通機関利用者	上限 55,000 ^円	自宅	5,000 ^円
自動車等使用者※	2,000 ^円 ～24,500 ^円	貸家・貸間※	上限 27,000 ^円
※通勤距離に応じて支給		※家賃が12,000 ^円 を超える場合、家賃の額に応じて支給	
退職手当	自己都合	定年	
勤続20年	21.00 ^月	27.30 ^月	
勤続25年	33.75 ^月	42.12 ^月	
勤続35年	47.50 ^月	59.28 ^月	
最高限度	59.28 ^月	59.28 ^月	
期末勤勉手当	期末手当	勤勉手当	合計
6月期	1.4 ^月	0.7 ^月	2.1 ^月
12月期	1.6 ^月	0.7 ^月	2.3 ^月
計	3.0 ^月	1.4 ^月	4.4 ^月
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり			

【特別職の給料月額等】

町長以下、特別職及び教育長の給料、町議会議員の報酬は表6のとおりです。
 町長等特別職の給料は、平成15年1月から町長10%、助役7%、教育長4%相当並びに議会議員の報酬は、平成15年5月より10%を減じて支給しています。

表6：特別職の給料月額等

理事者	給料月額	期末手当	議会議員	給料月額	期末手当
町長	774,000 ^円	6月期 2.1 ^月	議長	247,500 ^円	
助役	637,000 ^円	12月期 2.3 ^月	副議長	202,500 ^円	6月期 1.7 ^月
教育長	581,000 ^円	合計 4.4 ^月	委員長	189,000 ^円	12月期 2.7 ^月
			委員	180,000 ^円	合計 4.4 ^月



お問い合わせ先：総務課職員係 ☎ 62-1211(内線 215) ✉ soumu@town.haboro.hokkaido.jp